

50202港湾荷役業における死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	起因物(小)	労働者規模
1	2017	12	23~24	接岸中のチップ船（40.269t）のNo.3ハッチでチップ荷揚作業中（ユンボ担当）、休憩のため休憩場所へ移動する際、船に設置されている階段下付近で倒れている被災者をホールド担当の作業員が発見した。	42	1	239	30 ～ 49
2	2017	12	16~17	倉庫にて、トレーラーにフォークリフトで積み込み作業を行っていた際、右側の積み込みが終了してトレーラーのあおりを閉めようとした際、トレーラーの中柱とあおりに親指を挟み損傷した。	35	7	221	30 ～ 49
3	2017	12	16~17	被災者は、第1コンテナターミナル内ストラドルキャリア整備工場横の屋外作業場にて、ストラドルキャリアE1号車のエンジン交換作業をしていた。交換作業が終了し、車体内側のエンジンフードを移動式修理台（3段式）の2段目より右足を踏み出して閉め、修理台に戻ろうとしたが、修理台外枠に足が引っ掛かり、体勢を崩して2m下の地面に足から落下し、その際に右手を地面について右手首を負傷した。	51	1	419	100 ～ 299
4	2017	12	9~10	鉄鋼事業部の岸壁において、クレーンによるセパレーター引き上作業前の艙内部とセパレーターの隙間にはめ込んだ固定用のL型アングル（約20kg）を取り外す際、手元が滑り20cm~30cmの高さから、アングルが右足甲の上に垂直落下して負傷した。	42	4	391	10 ～ 29
				輸出積荷貨物の固縛作業に従事していた本人は、本船のホール				30

5	2017	12	9~10	ド内へ進入するための垂直梯子を使用して船底へ降りていた。船底から1m程度のところで梯子から足を滑らせ、持ち手が離れたため船底へ落下し、左足首および小指に受傷した。	46	1	371	~ 49
6	2017	12	10~11	被災者は、クレーンのオペレーターとして作業に従事していた。ホイールローダーを吊るためのカンザシがパレットの上に置かれており、被災者はカンザシにシーブルを付けるためにパレットの上に乗る、作業を行っていた。被災者はシーブルを付け終わり、パレットからカンザシの上に乗る、そこから地面に右足から降りようとした際、右足首を捻ってしまった。	32	19	921	100 ~ 299
7	2017	12	9~10	艙内より、パルプ614t（304ユニット）の揚荷作業を行っていた。艙内には手元作業員3名が入り、2段積されたパルプを吊り具を使用し、レッカーにて岸壁へ出していた。被災者は吊り具が艙内に入ってきた際、その一部を手に持ち、右足を前に出したところ、荷と荷の間（約40cm）に落下し、パルプの角で右脇腹を打ち負傷した。	59	1	372	100 ~ 299
8	2017	11	13~14	被災者は本船デッキ上にてコンテナ作業に従事していた。本船デッキの右舷側に積込予定の冷凍コンテナの冷凍ユニットが電源オフになっている状態で、電源コードを本線の電源に接続したところ、火花が飛び散り電源ケーブルを握っていた両手に痛みとしぶれが走った。	38	13	351	100 ~ 299
9	2017	11	8~9	上屋2号棟にて玉ねぎ、大根、キャベツの40フィートデバン作業中、貨物が突然荷崩れを起こし、当事者に当たり、外に投げ出され地面に落下した際、顔を強打してしまった。（ヘルメットは着用していた。）	48	5	611	30 ~ 49
10	2017	10	15~16	コンテナ内にジャンボタイヤを積み付け作業中、コンテナ幅方向に立てた木材の上（巾90mm）を渡って反対側へ行こうとした際、バランスを崩し、コンテナ内（1,680mm下）に落下し、右腕を打撲した。	55	1	419	50 ~ 99

11	2017	10	10～ 11	セメント積み込み栈橋でセメント製品を積み込みしている船舶に、協定業務のため乗船した。陸上設備上方に設置している確認用パトライトを視認した後、振り返り、本船事務室に向かおうと踏み出した際、デッキ上に設置している消防用水パイプに左足が引っかかり転倒し、左膝を強打した。	28	2	239	10 ～ 29
12	2017	10	22～ 23	被災者はRORO船舶内にてトラクターヘッドを用いた荷役作業に従事していた。トラクターヘッドを電源シャーシに連結し、エアホース等をつなぐため運転席からヘッド後部踊り場に手すりを掴みステップをつたって移動する際、手すりが取れて後ろ向きに落下し、腰を強打した。	54	1	221	50 ～ 99
13	2017	10	10～ 11	消火器のバラし作業中、消火器の圧を抜いていない状態で消火器の1番上の蓋をハンマーで叩いてしまい、圧がかかっていた為、消火器が飛んで、離れて作業中の被災者の足に当たってしまい、そのまま転倒し、頭を鉄板にぶつけてしまった。	22	4	521	10 ～ 29
14	2017	10	15～ 16	被災者はコンテナターミナル内でトランステナーを使用して40'コンテナ（幅広コンテナ）をトレーラー積みする作業に、位置合わせの要員として合図者を含む5名で従事していた。位置合わせ後、シャーシにコンテナを下ろす時、コンテナのキャスティングに右手をかけていたため、コンテナとシャーシの隙間に指を挟み負傷した。	26	7	211	10 ～ 29
15	2017	10	11～ 12	倉庫にて製品を時に二次検数作業する為、昇降台を使用し、出荷車輛の荷台上に乗り、製品が積み込まれるのを待機した。製品を積込中、不意に後ずさりをした為、地上より1,230mmの高さの荷台上から転落した。	61	1	221	100 ～ 299
16	2017	10	14～ 15	接岸中の本船に於いてスクラップ積荷の作業中、フックスのグローブでトレーラーの荷台からスクラップを掴みホールドへ落としたところ、1個のスクラップがグローブの爪に引っかかり、フックスが旋回して来た時に外れ、作業員の左太腿付近	50	4	145	10 ～ 29

				に当たり負傷した。				
17	2017	9	17～ 18	3号上屋北側のコンテナ貨物荷捌き場内にて、貨物入り12フィートコンテナのドアを閉めようとしたところ左側のドアに歪みが生じ、閉まらない為フォークリフトを使用し爪先でコンテナを持ち上げ左側のドアの歪みを直し作業員2名で閉め、次に右側のドアを閉めようとしたところ右側のドアにも歪みが生じた為、コンテナを降ろさなければ閉まないと判断したフォークリフトオペレーターが右側のドアを閉めようとしている被災者の右足のつま先がコンテナの下に入っているのに気付かず、コンテナを降ろす操作をした為右足のつま先がコンテナと路面との間に挟まれ被災したものです。事故の原因はフォークリフトオペレーターが、被災者に対して降ろして良いのか声掛け確認又は退避を促す指示等の安全確認を怠ったことによる。	17	7	222	30 ～ 49
18	2017	9	17～ 18	2番船倉内でブルドーザーによる尿素的掻き出し作業を行っていた時、突然ブルドーザーのクラッチオイルが噴いて被災者にかかり火傷をした。	68	11	141	50 ～ 99
19	2017	9	17～ 18	PI-R重量物倉庫で帰宅の為、駐車場へ向かう途中、近道の為高さ1.3m下の道へ脚立を使い降りようと足を掛けた所、雨で足を滑らし、手荷物を持っていた為、バランスを崩し足を掛けた高さ1.4mから転落し、体右側面を負傷したものである。	49	1	371	50 ～ 99
20	2017	9	16～ 17	倉庫でバン詰め作業終了後、作業員がコンテナを閉めようとしたが、閉まらなかった為、クランプリフトでコンテナのドアハンドルを押して閉めようとした。その際、被災者が左手でドアハンドルを持ってクランプで押し、ドアハンドルをフックに掛けようとした時、クランプがずれて、左手親指がはさまれ負傷した。	68	7	222	10 ～ 29
			9～	会社詰所の風呂場で清掃している時に浴槽を清掃するために、洗剤を吹きかけた。その後、浴槽内を歩行しようとしたところ				50

21	2017	9	10	足を滑らせて転倒した。その際に右膝を床面に強打して負傷した。	59	2	391	～ 99
22	2017	9	10～ 11	魚艙において、水揚作業中（冷凍魚）作業員交代のため、魚の上を歩いていった所、足が滑り魚の上に転んで負傷した。	56	2	611	10 ～ 29
23	2017	9	10～ 11	専用埠頭着岸にて車両積荷作業の誘導に従事していた。8デッキの作業が終わり、次の作業予定の7デッキへの移動中に船内スロープに降りていたが、正規の通行路を通らず、途中、左側に設置してあるケーシングロープを跨いで近道をして降りようとしたところ、左足から跨ぎ着地しようとして左足を伸ばした拍子に負傷した。	38	19	417	10 ～ 29
24	2017	9	19～ 20	シャーシ固定作業中、ホースを抜き台より下りる際、チェーンの上に乗ってしまい足を強打し捻って、左第5趾中足骨骨折した。	45	3	379	1～ 9
25	2017	8	16～ 17	沿岸から船にコンテナをクレーンで積み込む作業を行っていた。コンテナをダブルで積み込む際に、フォークリフトでコンテナをセットし、コンテナにフォークリフトの爪が刺さっていることに気づかずバックした。爪が刺さったままバックしていたため、コンテナ上にいる作業員のごことは確認しておらず、動いているコンテナから作業員が落下した。	52	1	222	10 ～ 29
26	2017	8	15～ 16	事業所内倉庫にて、脚立から降りる際にバランスを崩し、足を踏み外し、足を捻挫した。	32	3	371	1～ 9
27	2017	7	10～11	ハッチ2槽目を水揚中、モッコに入った冷凍鯉を船上クレーンで水揚げする際、安全な場所へ移動したが、その場所に積んでいたキハダマグロ（約30kg）4～5尾が1m位の高さから滑り落ちてきた。反対側へ逃げたら、水揚げしようとしていたモッコにぶつかった。その時、キハダマグロの尾の部分がモッコからは	36	3	611	30 ～ 49

				み出していて、そこへ右脇腹をぶつけ負傷した。				
28	2017	7	16~17	接岸中のフェリーの出港に向けて船首側において揚荷装置を使用し、コンテナを沿岸から吊り上げ、デッキに積み込んでいた。2段積みしたコンテナに作業員が乗り、コンテナの四方のフックを外し、振れている4本のワイヤーを両手で束ねて沿岸に戻そうとした際、1本のワイヤーフックがシャツに引っ掛かり、宙吊りで2m程横へ振られた後、デッキ上に足から転落した。コンテナ上部に安全帯を固定する場所はなかった。	21	1	239	30 ~ 49
29	2017	7	11~12	本船船側作業（玉掛け）を行っていたが、頭痛を発症し別作業（ワイヤーの調達）後に再度本船船側作業（玉掛け）を再開した。しかし、再度頭痛が激しくなったので横になり、回復したので帰宅した。翌日、翌々日は通常勤務を行ったがさらに翌日午前から頭痛が再発したため、病院で血液検査をした結果CPKの数値が高く、入院した。	54	11	715	50 ~ 99
30	2017	7	9~10	上屋にて建機（エスカベーター）の玉掛け作業に従事していた。被災者はエスカベーター運転席の後方に上がり、ブームの足伸部分に18mm×12mのワイヤーを1本使って玉掛けを行おうとしていた。ワイヤーが長きたるんでおり、又エスカベーターを吊る際に使用するあてを入れる箇所も狭かったのでワイヤーが張るまでの間、あてがしっかり入っているかを注視していた所、左手薬指の先端を挟み負傷する。（原因）・荷物を吊りあげることだけに集中していたことによる注意不足・ワイヤーを張る直前まで握っていた	27	7	215	100 ~ 299
31	2017	7	15~16	商品の仕分け作業中、パレットの上に乗って両手に商品を持ち、商品を運ぼうとした時にパレットから左足を踏み外し左に転倒しかけたので、とっさに左横の商品に両手をついて転倒は防いだが、倒れまいとふんばった右足が床に落ち、右足の人さし指を床に打ちつけてしまった。	50	4	611	30 ~ 49

32	2017	7	11~12	<p>当該被災者はコンテナで輸送されてきた小麦（バラ貨物）を、当社サイロビンへ倉入れ後の空コンテナ内の清掃を行っていた。清掃を終えコンテナから降りようといったん、コンテナの縁に腰をおろし、そこから臀部を滑らせるようにバッキン上（鉄製小麦投入口）へ降りようとしたところ、目測を誤りバッキンとコンテナの間に挟まれるような形となり、バッキンで左膝を強打した。</p>	51	3	391	10 ~ 29
33	2017	7	6~7	<p>標記1階荷捌場にてリーチリフト（1.5トン）を後進にて走行中速度を出し過ぎておりブレーキをかけようとしたがペダルがニュートラル状態であったために制動が効かず10番バースに接触しそうになり、無意識に左足を後方へ出してしまい壁とリフト間で挟み負傷したものである。</p>	24	7	222	30 ~ 49
34	2017	7	10~11	<p>コンテナ（40フィート、上部が空いていてシートで覆われた状態で、ロープで上下固定されたもの）の開コン作業をしていた。しゃがんでロープを緩めていく作業をしていた処、頭上にフォークリフトの高所作業台があることに気付かず、立ち上がろうとした際、当該高所作業台底部に頭左部をぶつけてしまい、その衝撃で首を捻り、負傷したものである。（ヘルメットは被っていた。）</p>	41	3	222	1~ 9
35	2017	6	14~ 15	<p>港内の荷捌地にて、空のケーブルドラムを解体・梱包作業中、空のケーブルドラムを固定しているボルトとバーを外した後、立った状態のケーブルドラムを足で蹴って向かう側へ倒そうとしたところ、円形の部材が被災者の方向へ倒れてきた。逃げきれず、右膝部に当たり、被災した。</p>	39	6	611	30 ~ 49
36	2017	6	10~ 11	<p>形鋼水切作業中、ワイヤーロープを引っ張っている際に、左肩に負荷が掛かり負傷した。今後の対策として、無理な体勢で作業をしないよう指導し、事故の再発防止に努める。</p>	56	19	372	30 ~ 49
				<p>セルガイドを台船に積み込んでいた際、材木を片付け、次に積</p>				

37	2017	6	11～ 12	むセルガイドのセンターを確認するためセルガイドの上を移動していたところ、右足が間にはまり込んで抜けなくなったため、フォークで隙間を広げて抜け出せた。	42	7	521	30 ～ 49
38	2017	6	14～ 15	ガントリークレーンのエレベーターの定期点検を実施しようとしてケージ上に昇り、ラックギヤのオイル塗布作業を開始した。手動操作にて上昇作業中、不用意に右足をエレベーター上部の手すりの外に出していたため、エレベーター2階乗り込み口の踊り場鉄柱に、右足首を挟み負傷した。	25	7	214	10 ～ 29
39	2017	6	13～ 14	被災者は、昼頃トイレへ行くためから揚炭機②から降りた。運転室から降りた被災者は、運転交換時間が昼過ぎであるため、運転交替前に各部交換を行いながら、揚炭機内コンベヤ開口部においてV型クリーナーの確認をしようとして、コンベヤに巻き込まれたと推測される。交替者は交替時間になって被災者が戻らないため、引き続きPS吊り運転操作を行いながら、無線機呼出を数回したが、応答がなかった。PS吊り運転操作終了後も携帯電話、無線機、機内電話で呼び出すも応答がなく、揚炭機①が揚炭機②内を搜索したところ、機内コンベヤで被災者を発見した。昼過ぎの搬送系停止後の呼び出し応答がなかったことから、それ以前に被災したものと推測される。	33	7	224	30 ～ 49
40	2017	5	13～ 14	埠頭内にて資材の片付け作業中、鋼製山留材の下に角材を3箇所敷いていたが、山留材をフォークリフトで持ち上げた際に真中1箇所の角材が山留材に食い込んでいた為、地面に降ろして剥ぎ取ろうとマストを急降下させたところ、角材片付け中の作業員の右手人差し指が角材と鋼製山留材の間に挟まれた。被災者がいた場所はフォークリフトの死角になっていた上、目視・声掛け確認を怠った為に事故が発生した。	61	7	222	30 ～ 49
				エプロンにて、岸壁上に置かれたワイヤースリング数十本を埠頭クレーンで吊り上げ、更に本船荷役の邪魔にならないように				

41	2017	5	13～ 14	スリングの片側にロープを掛け、4名で引っ張りながら上屋の入り口の内部方向へ引っ張っていたところ、突然ロープが外れ4人共に後ろへ転倒した。このうち1名が後方に保管されていた巻紙で左肩を強打し負傷した。	62	2	372	10 ～ 29
42	2017	5	18～ 19	コンテナターミナルにおいて、コンテナ専用大型機器（以下、トップリフター）を使用してリフト作業中、トップリフターより降車する際に運転席左側階段を使用し途中の足場まで降りた。足場から地面まで降りる為、乗降ステップに足（右足）を下ろそうとしたところ、左足が滑り高さ1m40cm程の位置から落下した。雨天後であったため足場が濡れていた。	37	1	222	50 ～ 99
43	2017	5	21～ 22	被災者は、20フィートコンテナ積み作業の誘導の為、艙内に降りていた。4本中3本目の荷役中に積荷コンテナがエントリーガイドに引っ掛かり、クレーンオペレーターが作業をやり直そうとしたところ、コンテナがホールドの付近で大きく揺れ、被災者側に大きく傾いたように見えた。被災者は念のためコンテナが落下しても影響がない場所へ上空を注視しながら退避したところ、コンテナが積まれていない場所を失念し、そのままコンテナ1段分落下し、船底に右足かかとを強打した。	40	1	611	100 ～ 299
44	2017	5	14～ 15	木材の船内荷役業務中、タラップにより船倉に降下したところ足を滑らせ、支柱と階段の隙間に右足が挟まり負傷した。	42	1	413	100 ～ 299
45	2017	5	11～ 12	コンテナ置き場にて、コンテナの修繕作業中、別の会社の従業員がコンテナ吊り上げ中のフォークリフト（トップリフター）を後進させていたところ、ツイストロックの留具が本来90°で嵌るべきところが、45°程度だったため、移動の弾みで右の留具が外れた。コンテナ（3840kg）の右部分が接地し、程なく左側の留具が外れ、元来の吊り上げ位置から2mずれた地点に落下した。下にいた被災者がコンテナの下敷きになり死亡した。	45	4	222	10 ～ 29

46	2017	5	16~ 17	<p>漁港岸壁で漁船より冷凍カツオの荷揚げ作業において、1班5人で船倉に入り冷凍カツオを両手で持って積み込む作業を、朝から夕方までの間に、40分作業20分休憩で行なった。当日は雨で、防寒手袋をはめた両手が濡れていた。作業中、指の感覚が無くなり、痛みもあったが、被災者はこの作業が2回目であり不慣れで、班のうち他の4名が知り合いのため、休憩時間も一人で休憩していたので、指の感覚が無いことや痛みの情報を共有できず、また、作業責任者も別の班で作業しており、状況を把握できていなかった。作業終了後も痛みがあり、後日に凍傷だと分かった。</p>	43	11	611	10 ~ 29
47	2017	4	9~ 10	<p>大型ダンプに貨物の積み込みが完了し、荷台シートを掛けるためシートロープを下方向へ引っ張った際、ロープが切損した勢いで前方に倒れ、ダンプ荷台下部で頭部を強打した。</p>	56	3	221	30 ~ 49
48	2017	4	19~ 20	<p>係留中のコンテナ船へのコンテナ積込船内作業を行っていたところ、梯子を持ち上げ、作業場所を移動しようとしたところ、ハッチコーミングより足場を失い、船首甲板上に仰向けに転倒し、背中及び腰を強打した。</p>	55	1	239	50 ~ 99
49	2017	4	9~ 10	<p>接岸中の本船において線材の揚げ荷役を開始した直後、3段積み貨物の最上部にてスリングベルトを線材に通そうとしたところ、スリングベルトを落としてしまった。2段目に落ちたスリングベルトを拾うため、線材を背に尻部から降りる際に足を滑らせ最下段まで滑り落ち、身体を支えようとして左手をつき手首を負傷した。</p>	52	1	611	30 ~ 49
50	2017	3	12~13	<p>昼休み時間中、作業センターの外に止めてある車内で休憩しようとして作業センターの出入口の階段（全2段）の2段目を下りて着地した時に左足首を捻り、左足甲を剥離骨折した。</p>	44	1	413	100 ~ 299
				<p>被災者は、事業場内でエンジンプローアー修理のため、約5cmのプラスチック部品に穴を開ける作業に従事していた。卓上ボール</p>				

51	2017	3	10~11	盤（ドリル）の刃を上げた状態で、部品を手に持ち手で調整しながら穴開け作業を行っていた際、両手に軍手をしていたため、右指先がドリルの刃に触れ軍手が巻き込まれ、右手人差し指を第一関節まで負傷した。	42	7	152	1~ 9
52	2017	3	16~17	コンテナ船において荷段作業中、本船通路を歩行していた際に、通路の床板が抜けて床板とともに約2メートル下に転落して負傷した。	52	1	417	50 ~ 99
53	2017	2	11~12	フェリーの船内にて、乗用車甲板で無人車を降ろす為、小走りで車へ向かっていたところ、甲板の床に取り付けてある小さな突起物に右足が躓いてしまい、そのまま転倒し、右足首を負傷してしまった。	30	2	417	10 ~ 29
54	2017	2	11~12	合金配合作業場において、設備に日常点検を開始した。コンベア周りを点検中、ヘッド部周辺で異音があったので覗き込んだ際に無意識に安全カバーを右手（皮手袋着用）で掴んでしまった為、駆動チェーン部に巻き込まれ、負傷した。	21	7	121	50 ~ 99
55	2017	2	10~11	貨物を固縛するための紐を段取り中、カッターナイフが無かったので付替え用の刃だけは使用して紐を切っていた時に誤って左手人差し指で切った。	58	8	364	—
56	2017	2	16~17	トラックを運転中、高架下を通過する際、橋げたに接触し負傷した。	60	17	221	1~ 9
57	2017	2	16~17	トラックを運転中、高架下を通過する際、橋げたに接触し負傷した。	62	17	221	1~ 9
58	2017	2	0~1	コンテナアンラッシング作業に従事していた。左舷側の作業が終了し、次の右舷側の段取り作業のため、コンテナ固定器具（鉄製）を右手に持ち、船尾側のハッチカバー上の通路を移動した際、足元が雨で滑り、咄嗟に左手でコンテナを固定しているバーを掴もうとしたが、掴み切れず、下の通路に転落した	29	1	417	100 ~ 299

				(約220cm)。着地の瞬間右手を強打した。				
59	2017	2	14~15	会社構内にて、45tラフタークレーンの運転席から降りる際に、一番下のステップから足を踏み外し、右足から地面に着地した。災害時、安全靴及び三点タッチで昇降していたが、運転席下部に収納されていたスコップの取っ手がステップより少しだけ出ていた為、これに右足を乗せた際に滑って踏み外し右足舟状骨を骨折した。	41	1	212	30 ~ 49
60	2017	1	11~12	コンテナヤード内でアレンジャーの作業を行っていた被災者は、引き取り車両のトレーラーが、誤って本船で使用している本船トレーラーの走行レーンに進入してからCレーン（被災場所）に進入したため、トレーラーの運転手に注意する目的でCレーンに入り、注意していた時に走行してきたトランスファークレーン（RTG）に接触して被災した。	47	7	211	30 ~ 49
61	2017	1	8~9	内航船の甲板上で、船内の入口付近に溜まっていた水が凍っており、足を滑らせて右後ろ斜めに転倒し、右肩を強打して負傷した。	61	2	417	—
62	2017	1	14~15	被災者は玉掛作業者兼合図者として従事していた。100トンクレーンで吊られたH形鋼（高さ25cm、幅12.5cm、長さ10m、重さ290kg）10本を船内に積み込む際に、H形鋼の端を掴んで積み位置の調整をしていたが、吊荷の状態であったH形鋼とH形鋼の隙間に右手人差し指が入っていることに気付かず、着床した際にその隙間が閉じたため、挟んで負傷した。	35	7	611	10 ~ 29
63	2017	1	13~14	当営業所野積作業場にて、フラットラックコンテナに積載された貨物の状態を確認するため、1人で貨物の上に乗る作業をしていた際、バランスを崩し、高さ1.9mより地面（アスファルト）に落下し、腰部を強打し動けなくなった。	47	1	611	10 ~ 29
			10~	本船に乗船し、ラッシング資材の準備の為、エスケープハッチを下りた。ツインデッキのエスケープハッチ付近まで行き資材				10

64	2017	1	11	の確認作業中に転落防止の支柱を握り損ねバランスを崩し、船底に転落して負傷した。	49	1	414	～ 29
65	2017	1	14～ 15	コンテナ卸作業中、冷凍貨物（カラスカレイ・23kg）をパレットに付ける際、バランスを崩し転倒してしまい、右肩及び右肋骨を負傷する。	42	2	417	300 ～ 499
66	2017	1	14～ 15	営業部から顧客宅へ向かうと途中、原付で交差点手前信号が青になったので進もうとした所、相手（車）が曲がってはいけない所を曲がろうと急に出てきたので回避できず、ぶつかってしまった。	51	1	611	300 ～ 499
67	2016	12	9～ 10	接岸中の外航船内で、アルミインゴットを船から降ろす作業で、主に船内で玉掛けをしていた。船内フォークリフト運転者が積み上がっているアルミを船底中央部に移動させ、玉掛けしてクレーンで吊り上げる作業の繰り返しだったが、吊り上げた後に残る輪木を片付けていたところ、フォークリフト運転者が後方確認を怠り、被災者と接触し、被災者は倒れ、下腿三頭筋を踏まれ骨折した。	63	6	222	30 ～ 49
68	2016	12	9～ 10	倉庫内において、冷凍食品の仕分け作業に従事していた。持ち上げたカートンをコンベアにのせようとした時、勢いあまってカートンとコンベア本体のフレームの間に指を挟んでしまった。	35	3	224	30 ～ 49
69	2016	11	15～ 16	倉庫内鋼管野積場で、鋼管のトラック積込作業中、サイズ2本を玉掛けし吊り上げたところ、クレーンの頭が適切でなかったため、吊荷の鋼管が被災者のいた左方向に振れ、後のトラックとの間で挟まれた。	24	4	212	50 ～ 99
70	2016	11	5～6	岸壁のローラーコンベアを跨いで設置している通路から、階段を使って降りようとしていたとき足元が暗かったので、最下段のステップを踏み外して前のめりに転倒し、右手首を地面にぶ	41	1	413	10 ～ 29

77	2016	9	22～ 23	車輻警備の夜勤の際、休憩室前の敷地で転倒して負傷した。	47	2	417	～ 29
78	2016	9	5～6	業務の為、駐車場に駐車後、徒歩で社屋へ向かった。社屋入口で車のヘッドライトの消し忘れに気づき、戻っている途中で駐車場内の段差に右足つまさきが引っ掛かり、転倒した。その際、左手を地面につき負傷した。	55	2	417	100 ～ 299
79	2016	8	15～ 16	船内にて、作業中、船艙底の石炭を掴み、上昇中のバケットがHOLOのコーミングから高さ（約19m）になった時、揺れて石炭の塊が崩れ、バケットから落下し、作業中のブルドーザー運転者の左上腕部に衝突した。	45	4	211	30 ～ 49
80	2016	8	16～ 17	鉄板を吊るために吊り具の竿を吊ろうとしていたところ、吊り具が斜めになって自身の方向に寄って来たので避けようとしたら、鉄板で足を滑らせ後向きに倒れ、置いてあった鉄板に頭が当たり、後頭部を切った。	63	2	521	1～ 9
81	2016	8	15～ 16	隣接場所において、トラックより6本の結束した鉄パイプをクレーンにて土場に並べたリン木上に取り卸す作業を行っていた。リン木上に結束したパイプが着地した時、被災者はリン木上に左足をかけ介借ロープを外しに近づいた。その時、着地していたパイプを吊っているワイヤーロープを完全に下げてゆるめた時、パイプを結束していたバンドがゆるく、パイプがバラけて被災者の左足甲の上にとろがり、受傷した。	21	4	521	30 ～ 49
82	2016	8	10～ 11	艙内において、フォークリフトの補助業務中、輪木を作業床に置いて手を抜こうとしたが皮手袋が引っ掛かり、被災作業員から作業主任者に荷降ろし停止の合図を送ったが間に合わず、輪木を握っていた右手の親指先端が、輪木と鉄板の間に挟まれた。	42	7	222	100 ～ 299
				作業員2名にて、岸壁本船上の2段に積まれたコンテナ上で、3				

83	2016	8	8～9	段目のコンテナを載せるための取り付け作業を行っていた。ガントリークレーン運転手がスプレダーを十分な揚高をせずに作業者上を通過させたため、作業者1名の頭部とスプレダーの角が接触し、被災した。	35	6	211	100 ～ 299
84	2016	7	10～ 11	ダンプを修理工場に移送中、点検のため通路上で一旦車両から降りた。ドアを閉める際、左手親指が車体とドアの間にあることに気付かずにドアを閉めて親指を挟み負傷した。	64	7	221	10 ～ 29
85	2016	7	16～ 17	製品の積み替え中にバランスを崩し、積み替え中の製品の角に接触し、荷役していた製品で胸をぶつけた。	57	3	611	1～ 9
86	2016	7	23～ 24	ハッチカバー上で、本船荷役作業に従事していた際、昇降用のハシゴが本船に取り付けられていたが、安易な考えから、高さ約170cmのハッチコーミングから、右舷側の通路へ降りるため、飛び降りてしまった。その際、足から着地したものの衝撃で右足のつま先を骨折した。	22	3	239	10 ～ 29
87	2016	7	9～ 10	停泊中の貨物船のホールドにて積荷のZバーの固定作業中、角材2本を抱え運んでいて、約2m程歩いた時に右腰付近に痛みが生じた。	34	19	921	30 ～ 49
88	2016	7	8～9	倉庫に大型ショベルを回送し終え、後ろ向きに降りようとした時、手すりをつかみ損ねて高さ2m位のところから落ちてしまい、地面に足から着地した。その結果、全体重が腰にかかり、腰まわりを負傷した。	30	1	141	100 ～ 299
89	2016	6	16～ 17	岸壁停泊本船の荷役終了時、クレーンの操作席の前面の窓を閉める為、窓の上部に手をつっぱり、ネジを緩めて、窓を閉めようとしたら、窓の上部の隙間に左親指が挟まった。	60	7	212	10 ～ 29
90	2016	6	10～ 11	受け持ちのコンテナ出バン作業を終了した後、隣で同じ作業を行っていたので手伝うため歩いて移動していたところ、コンテナとプラットホームに架かっているドックボード（鉄板）に躓き転倒した。その際、手首を打ちつけ負傷した。	56	2	419	10 ～ 29

91	2016	6	15～ 16	コンテナのダメージを点検する為、車上のコンテナに登っていた。点検終了後、車上（トレーラー）から下りる際、左足が先に下りてしまい、車上に残った右足をひねった。	34	19	221	30 ～ 49
92	2016	6	14～ 15	港の船の中で魚の水揚げ作業中、魚の入った500～600kgのあみをクレーンでつり上げたところ、あみが振れた際に左足をはさまれ骨折した。	23	7	372	1～ 9
93	2016	6	17～ 18	作業終了後着替えをし、帰宅するため、構内駐輪場に前向きに止めてあったスクーターに跨がり後退した際、バランスを崩してスクーターごと転倒。その際、脇腹と右足首を路面にて強打し負傷した。	45	2	231	10 ～ 29
94	2016	5	11～ 12	本船からコンテナをトレーラーに載せ、蔵置するまでの間でチェック台の上からコンテナ上面の損傷確認をする作業に従事していた。昼休憩で寄場に戻る為、チェック台からはしごで下りる途中、はしごをつかみ損ね、高さ約1.2mから落下した。その際、左殿部と左腕を強打し、負傷した。	60	1	371	10 ～ 29
95	2016	5	13～ 14	リーチフォークリフトで前方にあったパレットを移動させようと、一旦、右側にハンドルを切りながら後進したところ、後方に別のパレットがあり、リーチフォークリフトとパレットの間に左足の踵部分が挟まれ、負傷した。	55	3	222	10 ～ 29
96	2016	5	14～ 15	埠頭バス接岸本船の船首側岸壁で被災者は同僚と本船積みコンテナにスタッカーを取付ける作業に従事していた。この時、次のコンテナを運んで来たストラドルキャリアが接近してきて接触しそうになったので、同僚は横に退避した。被災者はその場で伏せてしまいコンテナ下に潜り込むような状態となった。ストラドルキャリアは先積コンテナの手前で止まり、コンテナの位置合わせのため、被災者がいるとは気付かずに、巻下げ操作を行った。被災者は頭から腰付近まで地面とコンテナ底部に挟まれた状態で被災した。	29	7	226	50 ～ 99

97	2016	4	15～ 16	1Fフロア内において、フォークリフトでバック走行中、手元に置いていた伝票を見る為、脇見をしてしまい、その際、フロアのコンクリート柱部分に接近しており、気付いて停止させたが、急ブレーキがかかった状態になり、反動で左足が投げ出され、フォークリフトとコンクリート柱部分の間に挟まり、左足を骨折した。	48	7	222	10 ～ 29
98	2016	4	14～ 15	本船より水揚された丸棒のはい付け作業に従事していた。途中で丸棒を結束する番線の切れを発見したので取替えの番線を取りにその場を離れた。その後、ジャバラ倉庫の支柱とカーテンフレームに挟まれているのを発見された。	45	7	419	30 ～ 49
99	2016	4	9～ 10	本船表側デッキ通路より被災者はコンテナ積込み作業を確認していた。ハッチ内で何らかの不具合が生じたものと思われ、被災者は通路脇の開口部墜落防止チェーンを外し一段下の場所に降りたときにバランスを崩し、ホールド内に転落した。	54	1	391	30 ～ 49
100	2016	3	15～ 16	倉庫内にて線材を積込し荷張りの際、台車上中腰で最後尾の線材にスリングを掛け、左手で締機を持ち、右手でチェーンを引っ張った瞬間、右手が滑りすっぽ抜けた。その勢いで、トレーラー台車より転落し両手をついた際、左手手首を骨折した。	60	1	379	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。